

## 三重グッドデザイン（工芸品等）の選定商品の申請募集について

～申請期間は、平成28年9月23日（金）から10月31日（月）まで～

### 1 三重グッドデザイン（工芸品等）選定の目的

伝統産業・地場産業や地域資源を活用した商品の中から、伝統的な技術または技法を用いて製造されたデザイン性やこだわりのある革新的な商品（商品価値、消費者視点、ライフスタイルの変化への対応、デザイン、販路開拓・意欲の取組を重視）を選定し、県が大都市圏などにおいて情報発信することで、優れた商品開発の機運を高め、地域経済の活性化を推進します。

#### \*こだわりのある革新的な商品とは

現代のライフスタイルに合う商品として、作り手のこだわり、趣向、美意識、コンセプトなどが、技術、デザイン、信頼、機能等によって裏打ちされ、商品開発のプロセス（注釈1参照）や思いを具体化することにより、消費者に「感動」「共感」を与え、受け止められた商品。

#### 【注釈1】

- ① 消費者が今、何を求めているかを理解する。（気づく）
- ② ターゲットを明確にし、使われるシーンを発想する。（考える）
- ③ 革新的な要素が消費者の感性に伝わるように、視覚化、具体化する。（作る）
- ④ 機能性、安全性、形など、消費者に魅力を与える。（伝える）

#### 【革新的な商品とは】

既存のものをより適切と思われるものに変更すること。（発想の転換で違う用途として活用したり、これまでなされなかったり作り出されなかったようなものであること。）

### 2 選定の対象となる商品

平成26年度以降に企画、着手、製造された商品、製造している商品のうち、（農林水産物、食品等を除く）次の条件をすべて満たすもの

\*美術品のような一品ものではなく、量産ができる商品とします。

- (1) 伝統的な技術または技法を用いて製造された工芸品や地域に根ざした地場産業の商品。
- (2) デザイン性、機能性など現在のライフスタイルに合った魅力的な商品とするためにこだわりを持ち製作・製造した、革新的な商品。

\*地域に根ざした産業の商品とは、鋳物業、木製品製造業、水産加工業、貴金属加工業、繊維製品製造業、ゴム製品履物製造業など県内の歴史、風土、経営資源等による地域性のある産業の商品です。

### **3 選定の申請を行うことができる資格**

次の条件をすべて満たす、県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等。

- (1) 選定の対象となる商品の生産、製造または販売（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。）を行っていること。
- (2) 三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条第4号（暴力団）、第5号（暴力団関係者）、第6号（暴力団関係法人等）に基づく定義に該当すると認められないこと。
- (3) 三重県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

### **4 選定の申請方法**

- (1) 申請書類：下記の申請書等に必要事項を記入し、必要な書類を添付してご提出ください。
  - \* 郵送可。ただし、メール・FAXでの提出は不可。
  - \* 1事業者につき、1品のみ申請とさせていただきます。
- (2) 書類の受付：平成28年 9月23日（金）午前8時30分から  
平成28年10月31日（月）午後5時まで
- (3) 提出先：〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県雇用経済部地域資源活用課

### **5 選定申請の書類等**

- (1) 申請書類
  - ① 三重グッドデザイン（工芸品等）選定申請書（様式第1号）
  - ② 三重グッドデザイン（工芸品等）選定申請調書（様式第2号）
  - ③ 誓約書（様式第3号）
  - ④ 申請者の確認書類
    - ・法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
    - ・法人以外の団体にあつては、代表者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
    - ・個人にあつては、申請者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。
  - ⑤ 申請者の事業内容等が分かる書類
  - ⑥ 三重グッドデザイン（工芸品等）の選定を受けようとする伝統産業・地場産業や地域資源を活用した商品の概要が分かる書類（商品パンフレット、商品写真など）

### ⑦ 納税証明書

- ・県内に本支店または営業所等を有する事業者にあたっては、県税に滞納がないことについて、県の県税事務所が発行する「納税証明書」(有料・6ヶ月以内に発行したもの)の写し
- ・全事業者について、所管税務署が発行する消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(有料:6ヶ月以内に発行したもの)の写し

## 6 選定の審査

- (1) 書面予備審査を実施し、最大15品に絞り込み、学識経験者やデザイン関係者等で構成する三重グッドデザイン(工芸品等)選定委員会により、第1次審査において70点以上のものについて、第2次審査を行います。
- (2) 第2次審査は、プレゼンテーションを行っていただき、その後、合議制で審査を行います。

\*品質・安全性など専門機関などでの試験、検査が必要なものについては、当該試験、検査が終了しているものと見なし、選定後、これらの点で不都合が生じた際は選定を取り消す場合があります。

\*現品審査の際の搬入・搬出等に要する経費は、申請者の負担とします。

## 7 選定の基準

商品について、下記の点を重視して審査を行います。

### 1. 独自性

#### (1) 開発背景(こだわり)・商品価値

製作・製造方法のこだわりがあるか、商品開発にあたっての背景があるか、伝統的な技術・技法が用いられており革新的な要素がどこであるか、原材料の選別にこだわりはあるかなどを審査します。

#### (2) デザイン・感性価値

コンセプトとデザインの整合はあるか、ユニバーサルデザインが配慮されているか、機能・性能が優れているか、現代のライフスタイルにマッチした生活者の感性に働きかけ感動や共感を得る商品となっているかなどを審査します。

#### (3) 販路開拓の取組

販売ターゲットがはっきりしているか、ターゲット客層や利用シーンに適した価格や仕様になっているか、企画(販売計画)から生産・製造・販売までのプロセスや今後の展開が明確であるかなどを審査します。

## 2. 信頼性

### (1) 安全性の確保

安全性が十分確保されているか、耐久性を考慮しているか、PL 保険に加入など問題発生時の対策がとられているかなどを審査します。

### (2) 市場性

消費者のニーズに応えているか、品質や価値に見合った価格であるか、商品として革新的であるか、全体的に調和がとれ美しく完成度が高い商品であるかなどを審査します。

### (3) 顧客対応

お客様からの問い合わせなど、対応ができているかなどを審査します。

## 8 平成28年度三重グッドデザイン（工芸品等）に選ばれるメリット

選定された商品については、デザイン性や機能性など商品の魅力を三重県のホームページで公表するとともに、「三重グッドデザイン（工芸品等）」選定商品パンフレットを製作し、三重県が情報発信します。

## 9 選定のスケジュール

平成28年 9月23日（金）	選定の申請書受付開始
平成28年10月31日（月）	選定の申請書受付終了（17時まで）
平成28年11月以降	審査を行い選定・発表

## 10 その他注意事項

- (1) 申請対象の商品の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）は、応募者に帰属します。これらの保全処置は応募者の責任において、自ら実施してください。
- (2) 三重グッドデザイン（工芸品等）として選定された商品の展示及び公表等に関する権利は、申請者と三重県の両方に帰属することとします。（展示会、ホームページ、三重県にて発行する各種媒体で広報目的として公表する場合があります。）
- (3) 申請する書類等で、他人の写真や印刷物を承諾なく使用した場合は、著作権等の侵害となりますので注意してください。
- (4) 選定後において、他人の諸権利に抵触することが判明した場合、あるいは、他人の商品と同一、類似とみなされる場合は、選定を取り消すことがあります。
- (5) 申請書類等受理後、情報等の管理については万全の注意を払いますが、天災その他不慮の事故（破損・紛失・損失）については一切責任を負い

ませんのでご承知おきください。

**【お問い合わせ先】** 〒514-8570 津市広明町13番地

三重県雇用経済部地域資源活用課 中山

電話 059-224-2336 FAX059-224-2078 E-mail [chishi@pref.mie.jp](mailto:chishi@pref.mie.jp)